



平成 30 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 キ ャ リ ア
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 川 嶋 一 郎
(コード：6198 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 高 見 澤 幸 治
(TEL. 03-6863-9450)

新株予約権（有償発行新株予約権）の消滅に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 15 日開催の取締役会において決議し、当社の取締役及び従業員向けに発行した新株予約権（名称：株式会社キャリア第 5 回新株予約権及び株式会社キャリア第 6 回新株予約権）のすべてが消滅することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 消滅の対象となる新株予約権の内容

第 5 回新株予約権

(1) 取締役会決議日	平成 30 年 3 月 15 日
(2) 新株予約権の権利行使期間	平成 33 年 3 月 31 日から平成 60 年 3 月 30 日まで
(3) 新株予約権の割当対象者	当社取締役及び従業員
(4) 新株予約権の権利行使価格	1 株あたり 2,738 円
(5) 発行した新株予約権の数	863 個 (86,300 株)
(6) 消滅後の新株予約権の数	0 個

第 6 回新株予約権

(1) 取締役会決議日	平成 30 年 3 月 15 日
(2) 新株予約権の権利行使期間	平成 31 年 3 月 31 日から平成 60 年 3 月 30 日まで
(3) 新株予約権の割当対象者	当社取締役及び従業員
(4) 新株予約権の権利行使価格	1 株あたり 2,738 円
(5) 発行した新株予約権の数	400 個 (40,000 株)
(6) 消滅後の新株予約権の数	0 個

2. 新株予約権の消滅の理由

当社が発行いたしました上記新株予約権につきましては、以下に記載の新株予約権の行使の条件を満たさなくなったため、当該新株予約権のすべてが消滅するものであります。

なお、本日開示しております平成 30 年 9 月期決算短信の損益計算書における経常利益の金額が平成 30 年 9 月期の有価証券報告書に記載される経常利益の金額と同一であることを前提としております。

【当該新株予約権の行使条件】

平成 30 年 9 月期の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高及び経常利益が下記に掲げる各金額以上となった場合、行使可能な新株予約権の個数は、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までとし、行使する新株予約権の通算個数が以下に定める個数を超える場合、行使できないものとする。

売上高が 8,854 百万円未満または経常利益が 572 百万円未満の場合：行使できないものとする

(注) その他の行使条件等の詳細に関しては、平成 30 年 3 月 15 日付「募集新株予約権（有償発行新株予約権）の発行に関するお知らせ」をご確認ください。

3. 新株予約権の消滅日

平成 30 年 12 月 27 日（予定）

4. 新株予約権戻入益について

上記新株予約権の消滅により、平成 30 年 9 月期（平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日）において、特別利益として新株予約権戻入益 1,963 千円を計上することとなりました。

以 上